

旅 費 規 程 細 則

平成 28 年 11 月 10 日

専務理事決定

平成 29 年 3 月 24 日

会長決定

平成 29 年 9 月 7 日一部改正

平成 30 年 5 月 25 日一部改正

(適用)

第 1 条 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の旅費に関する経理は、旅費規程によるほか、この細則で定めるところによる。

(旅費の一部の業者への一括払い)

第 2 条 派遣団員に旅費を支給する場合において、航空賃等は、事務的負担の軽減及び送金手数料を節約するため、旅費規程（以下「規程」という。）2 条の定めにかかわらず、本人に渡すことなく本協会の事務局から旅行業者へ一括して支払うこととする。

2 硫黄島における滞在費についても同様とする。

(高額宿泊料の調整)

第 3 条 海外派遣の旅費において、競争入札により担当することとなった旅行社の見積もった宿泊料金が規程の宿泊料より高額な場合に、そのほかに宿泊手配の手段がないと専務理事が認めるときは、その超過分を本人の宿泊料として増額支給する。

(返納された仮払金の保管)

第 4 条 海外派遣の調査団又は遺骨収集団において、仮払いを受けた会計責任者が、不要となった米ドル又は豪ドルの残額を総務部に返納した場合の取り扱いは、会計規程細則による。

(日当及び宿泊料の減額規程の不適用)

第 5 条 規程第 8 条において、旅行者が同一地域に 30 日を超えて滞在する場合又は 60 日を超えて滞在する場合における日当及び宿泊料は、定額の 10 分の 1 又は定額の 10 分の 2 に相当する額を定額から減じた額とすると規定するが、旅行代理店の手配又は旅行者本人による長期滞在の費用減額手配がかなわず、これを専務理事がやむを得ないと判断するときは減額規程を不適用とすることができる。

(平成 29 年 1 月 10 日に遡及追加)

(旅行業者の選定)

第 6 条 派遣計画の作成にあたり、派遣行動の旅費に関する契約は、原則として一般競争による入札によって旅行業者を決定する。

2 一般競争は、本協会ホームページに、派遣計画の日程、派遣先での行動計画、派遣人員等を掲示し、関係業者からの企画書、経費見積書及び事故があった場合の対応策などの提出を要請して行い、締切日以後速やかに業者を選定する。

3 入札は、国内の業者に限らず、派遣先の国に本拠を置く旅行業者であって、社員団体が過去に利用し信頼のおける業者であると認める業者も参加することができる。

この場合、日本国内旅行部分と派遣先の旅行部分が、連携した形であれば二業者が連携して参加して差し支えない。

(平成 29 年 3 月 24 日追加)

(旅行日の調整)

第 7 条 現地調査派遣団及び遺骨収集派遣団（硫黄島の立会派遣団及び遺骨収集派遣団を含む。）の派遣にあつては、研修会又は予防接種のため出発前日の集合を必要とする場合若しくは出発便のチェックイン時間が午前 9 時以前となる場合は、派遣団員全員の前泊を認める。

帰国時の到着ゲート通過時間が遅く同日内に自宅に帰宅できない者については、個別に到着日の宿泊を認める。

(国内航空運賃の支給)

第 8 条 社員団体若しくは会員団体の所属者又は協会の職員が事業の実施のために、東京又は成田と北海道、山口県、四国各県、九州各県又は沖縄県の間を移動する場合に、旅行者が希望するときは実費による国内航空機の利用を認める。

2 前項の旅費の支給は、次の手順による。

- (1) 旅行者は国内航空機を利用することをあらかじめ事務局へ申告する。
- (2) 事務局は旅行業者に旅行者の情報を提供して国内航空券の発注と旅行者への送付を委託し、その経費を旅行者の旅費の一部から支払う。
- (3) 前号による国内航空券の購入は、事務局が直接行うこと又は旅行者自身が購入し事務局にその領収書を提示して購入実費を請求することを妨げない。

附 則

- 1 この細則は、平成 28 年 11 月 11 日より実施する。
- 2 平成 29 年 3 月 24 日会長決定により一部改正（第 5 条及び第 6 条追加）
- 3 平成 29 年 9 月 7 日会長決定により一部改正（第 3 条改正及び第 7 条追加）
- 4 平成 30 年 5 月 25 日会長決定により一部改正（第 8 条追加）